

憲法を
くらしの
中に

日本国憲法

昭和22(1947)年5月3日、「国民主権・基本的人権の尊重・平和主義」を三つの基本原則とする日本国憲法が施行され、今年で63年を迎えます。

1日～7日

は憲法週間です

国民主権

主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する

基本的人権

- すべての国民は、個人として尊重される
- 基本的的人権は、侵すことのできない永久の権利である
- 不断の努力によって、これを保持しなければならない

平和主義

戦争を放棄し、戦力を保持しない

憲法週間を機会に、日常生活を振り返り、すべての人々が豊かな人間関係の中で、暮らすことができるように、あらためて人権について考えてみませんか。

しかし、我が国における人権問題は、子ども・女性・高齢者・障害のある人・同和問題など、さまざまな課題があります。生きるために欠かすことのできない権利として保障されています。

憲法を学ぶ市民の集い



とき 7日(金)18時30分～20時
ところ 中央公民館 中講堂
演題 外国人の人権について考える
講師 尾道大学経済情報学部准教授 溝淵 裕さん
定員 150人(先着順)

※希望者は直接会場へ。
講師紹介 大阪市立大学大学院法学研究科修了。法学概論、日本国憲法を担当。憲法、人権論を研究。さまざまな差別問題に关心がある。

入場無料

問い合わせ先 人権推進課(☎0848-6044 FAX0848-6199)

市民協働推進委員会の委員を募集します

市民協働のまちづくり推進計画に沿って、具体的に協働のまちづくりを進めるための取り組みを検討する委員を募集します。

任期 2年 募集人数 2人程度

応募資格 市内在住で20歳以上の人

申し込み 20日(木)(消印有効)までに、応

募用紙(まちづくり推進課、各支所の地域振興課、市ホームページに用意)に住所、名前、生年月日、電話番号、職業、経歴、応募の動機、協働のまちづくりについての意見(400字程度)を記入し、郵送、ファクス、またはEメールでまちづくり推進課(〒723-8601港町三丁目5番1号☎0848-6184 FAX0848-6199 E-mail:machizukuri@city.mihara.hiroshima.jp)、または各支所の地域振興課へ

気象庁が発表する気象警報・注意報の発表単位が変わります！

気象庁が発表する気象警報・注意報が、市町単位での発表に変わります。

警報などは、これまで「広島県」「南部」、または「福山・尾三」の区域名称で発表されていましたが、今後は「三原市」として発表されます。

※テレビやラジオなどでは、複数の市や町をまとめた地域の名称を用いて発表する場合があります。



※気象警報・注意報の詳しい内容は、広島地方気象台ホームページ(<http://www.jma-net.go.jp/hiroshima/>)で確認することができます。

問い合わせ先 広島地方気象台防災業務課(☎082-223-3953)